

M&P Legal Note 2014 No.1

# ミャンマーにおける商標保護の 状況と実務対応

2014年1月16日  
松田綜合法律事務所  
弁護士 水谷 嘉伸  
弁護士 久保 達弘  
弁護士・弁理士 西村 公芳

2013年12月現在、ミャンマーに「商標法」という名の法律は存在しません。しかし、「商標法」が存在しない現行制度の下においても、コモロ一や刑法等に基づき商標の保護は一般的に認知されており、裁判例上も認められています。また、商標の保護が受けられることを期待して、ヤンゴン市にある証書登録官事務所(Office of the Registrar of Deeds)に商標を「登録」し、現地新聞に「警告通知」を掲載する実務慣行も存在しています。

一方、ミャンマー政府においては「商標法」を含む知的財産法の策定作業を行っていますが、2013年11月の現地報道によると、ミャンマー政府は既に知的財産法の最終案(第11次案)の策定作業を終えており、2014年1月にも国会に提出される予定になっています。しかし、TRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の履行義務の期限が2013年7月1日から2021年7月1日まで延長されたこともあり(2013年6月11日TRIPS理事会決定)、商標法案の成立時期は未だ流動的な状況であるといえます。



写真：ミャンマー／ウッパタサンティ・パゴダ

このような過渡的な状況下において、ミャンマーに進出済み又は進出を検討している企業は、ミャンマーにおける自社の商標保護のためにどのような対応すればよいのでしょうか。本稿では、現行制度における商標保護の枠組みの概要を紹介したうえで、現在の商標法案に照らし、商標保護のために進出企業がとるべき実務対応について検討します。なお、現在の運用や商標法案の内容を含め、ミャンマーの商標保護を巡る状況は変更となる可能性がある点をご留意下さい。

## 1. ミャンマーの現行制度における商標保護

前述のとおり、ミャンマーにおいて2013年12月現在「商標法」は存在せず、商標保護は他の法律やコモンローに基づき認められています。

その根拠法の一つは刑法であり、同法には唯一「商標」の定義があり、以下のように定義されています。

“A mark used for denoting that goods are the manufacture or merchandise of a particular person” (刑法 478 条)

(物品が特定の人の商品又は製品であることを示すために使用される標章)

また、ミャンマーの商標は、他の国におけるのと同様、商標権者の物品を他人の物品から区別することができる「識別性を有するもの」(distinctive)であることが必要と考えられており、単に物品の品質や原産地を示すだけであったり、商品の種類を示すために商売において一般的に利用されるものは識別性を有するとは認められていません。

そのうえで、刑法は以下の行為を行うことを禁止しており、商標権者は以下の行為を行うものに対して刑事告訴を行うことができ、当該行為を行った者には禁固又は罰金の刑罰が科されます。

- ① 虚偽の商標の使用
- ② 商標の模倣(counterfeit)
- ③ 商標の模倣を行うための器具(instrument)の製造又は所持
- ④ 模倣された商標を付した物品の販売

一方、民事上の責任については、商標権侵害訴訟に加えて、コモンロー上の“passing-off actions”と呼ばれる「詐称通用訴訟」による追及が一般的に

認められています。商標権侵害訴訟においては、原告が商標を真実所有しており、被告が当該商標と同じ又は類似するマークを使用していることを証明する必要があり、「詐称通用訴訟」においては、原告が商標を使用しそれにつき一定の信用を獲得していること、及び被告が使用しているマークが原告の商標を付した商品を購入する購入者を欺罔する可能性が高いことを証明する必要があります。いずれの方法によっても、被告に対して使用の差止めや損害賠償請求等を行うことができません。

## 2. ミャンマーにおける現行の商標の「登録」制度

前述のとおり、ミャンマーにおいて商標の保護を受けようと考えている企業の多くは、ヤンゴン市にある証書登録官事務所(Office of the Registrar of Deeds) (以下「登録官事務所」といいます。)に商標を「登録」し、現地の新聞に「警告通知」を掲載することを実務慣行としています。

### (1) 商標の「登録」

商標の登録は、登録法(Registration Act)という法律に基づき行います。具体的には登録法第18条(f)に基づき、商標権者が所有権宣言書(Declaration of Ownership)を他の提出書類と共にヤンゴン市にある登録官事務所に提出することにより行います。

登録官事務所への提出書類は以下の通りです。

#### ①所有権宣言書(Declaration of Ownership) :

商標の所有者であること等の宣言が、宣言者の名称、住所、国籍、商標が使用される商品・役務、商標の説明等とともに記載されます。登録官事務所所定のフォームへの印紙

(Stamp Duty) (現在は300チャット) の貼付が必要です。

②特別委任状(Special Power of Attorney) :

外国企業からミャンマーの弁護士等に登録手続きを委任する書面になります。証人2名の署名のほか、外国において公証及び領事認証を受ける必要があります。

③商標のサンプル

現在の登録費用は2,000チャット程度で、登録には4週間程度かかりますが、運用は日々変わっていますので、その都度確認されることをお勧めします。なお、ミャンマーにおいて商標のライセンスを行う場合には、登録官事務所にてライセンス契約の登録を行うこともできます。

登録が完了すると、登録日、登録番号等が記載され登録官事務所の印を押された所有権宣言書(Declaration of Ownership)の原本が申請者に返却されますので大切に保管しておく必要があります。なお、登録官事務所における登録の審査は形式的なものであることから、同一又は類似の商標が重複して登録される可能性がある点には留意が必要です。

登録官事務所への商標の「登録」は、日本を含め商標制度の整備されている国における登録とは異なり、商標の権利の発生や対抗要件の具備等の直接の効果を及ぼすものではなく、登録者による商標権の所有や使用を確実に証明するものでもありません。しかし、登録者による商標権の所有や使用を裏付ける有力な証拠となり、訴訟においても有用であると考えられていることから、ミャンマーにおける商標保護を求める企業の多くは、かかる「登録」を行っているのが実情と考えられてい

ます。

なお、登録官事務所への商標の「登録」が商標制度の整備されている国における商標登録とは異なることから、ミャンマーの商標権は、登録日ではなく、実際の使用日に発生すると考えられています。

## (2) 警告通知の掲載

登録が完了すると、各企業は一般的に現地の日刊紙への警告通知(Cautionary Notice)の掲載を行います。警告通知には、通常、商標権者の名称、商標のサンプル、登録番号等とともに、以下のような文言が記載されます。

“Fraudulent imitation or unauthorized use of the said Trademarks shall be dealt with according to law.” (上記商標の詐欺的な模倣及び不正使用に対しては法令に従った措置が取られます。)

かかる警告通知の掲載は法律上の義務ではありませんが、登録官事務所への登録が公開されておらず、商標公報等の制度もないことから、商標権者の商標の所有を公衆に知らせることは詐称通用や侵害行為の防止に有用であるだけでなく、詐称通用訴訟や商標権侵害訴訟における証拠としても



写真：ヤンゴン／シェダゴン・パゴダ

役立つものと考えられています。警告通知の掲載はその後も3年毎に実施するのが実務慣行になっています。

### 3. ミャンマーにおける「商標法」案の概要と対策

現在ミャンマー政府において策定作業中の商標法案は第11次案であり、以下のような内容が盛り込まれていますが、まだドラフト段階であるため今後変更される可能性がある点に留意する必要があります。

- ①保護範囲：サービスマーク、団体商標、証明商標、地理的表示、ドメインネーム、シリーズ商標を含む。
- ②商標の定義：音声、匂い及び触感は含まない。
- ③多区分出願を認める。
- ④先願制度を採用する。
- ⑤優先権：ミャンマーが加盟している国際又は地域機関の加盟国における商標出願に基づく優先権を主張するためには、当該加盟国における出願日から6ヶ月以内に登録出願をする必要がある。
- ⑥権利期間：登録の有効期間は出願日から10年であり、10年毎に更新できる。更新は満了日の6ヶ月以内に申請する必要がある。

この商標法案において、現行の「登録」制度との関係で重要な点は、現行の「登録」制度において登録されている商標において経過措置が設けられていることです。即ち、商標法施行前に登録官事務所において登録されたマークの所有者で、登録商標の権利を享受したい者は、商標法の施行後3年以内に登録出願を行う必要がある旨定められており、当該3年間の間は、登録出願を行っていない

くても、登録商標の権利を享受できる旨定められています。

登録官事務所において登録された商標の所有者が登録出願を行った場合には、改めて商標法に基づく商標登録の審査が実施されることになるため、登録官事務所において登録された商標が必ず商標法に基づく商標の保護を受けられるとは限らず、商標法施行後に登録出願された商標との優先関係も十分に明確にはされていません。しかし、上記規定に照らすと、現行の「登録」制度において登録されている商標に一定の保護を与えることが予定されていると考えられます。

従って、現在の商標法案を前提とする限り、ミャンマーにおいて事業展開をしている又は検討している企業は、商標法の施行を待って同法に基づく商標出願を行うより、現行の「登録」制度における登録と警告通知の掲載を行っておくことも検討に値するものと思われます。ただし、ミャンマーの法制度及び法実務は現在極めて流動的な状況と考えられますので、今後の法案の推移や同国の情勢を注視し、費用対効果も勘案しつつ、慎重な判断をする必要があります。

---

<本件に関するお問い合わせ>

弁護士 水谷 嘉伸  
mizutani@jmitsuda-law.com  
弁護士 久保 達弘  
kubo@jmitsuda-law.com  
弁護士・弁理士 西村 公芳  
nishimura@jmitsuda-law.com

松田綜合法律事務所  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1  
朝日生命大手町ビル7階  
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102